

社会福祉法人パール パール代官山  
短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護利用契約書  
＜平成21年 4月 1日現在＞

\_\_\_\_\_様（以下「ご利用者様」といいます）と特別養護老人ホーム「パール代官山」（以下「事業者」といいます）は、短期入所生活介護のご利用について次の通り契約いたします。

○第1条（契約の目的）

事業者は、ご利用者様が可能な限り居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう短期入所介護を提供し、ご利用者様は、事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

○第2条（契約期間と契約の終了）

- 1 契約期間は令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日から、ご利用者様の要介護認定の有効期間満了日までです。
- 2 ご利用者様は契約期間中であれば、短期入所生活介護の追加利用を申し込むことができます。これに対し、事業者は居室が確保できないなどの正当な理由がない限りこれをお受けいたします。
- 3 契約満了の7日前までに、ご利用者様から事業者に対して申し出がない場合、契約は自動更新されます。
- 4 ご利用者様は、次の事由に該当した場合、直ちにこの契約を解約することができます。
  - ①事業者が正当な理由なく、サービスを提供しない場合
  - ②事業者がご利用者様の名誉を著しく傷つけた場合
  - ③事業者がご利用者様やそのご家族様に、社会通念を逸脱する行為を行った場合
- 5 事業所は、ご利用者様又はご家族様が、事業所や事業所の職員に対して本契約を継続しがたいほどの業務の妨害や不信行為を行った場合、文書で通知することによりこの契約を解約することができます。
- 6 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
  - ①ご利用者様が介護保険施設に入所した場合
  - ②ご利用者様の要介護区分が、自立と認定された場合
  - ③ご利用者様が死亡された場合
  - ④ご利用者様がサービス利用料金の支払を1ヶ月以上滞納し、再度請求したにもかかわらず、7日以内にお支払いいただけない場合
  - ⑤やむを得ない事情により、事業所が当施設を閉鎖、縮小する場合

○第3条（料金）

- 1 事業者が提供する短期入所生活介護サービスに対する料金規定は、厚生大臣が定める基準によるものとします。ご利用者様は、【契約書別紙】に定める利用料金等をもとに計算された合計額を支払います。
- 2 保険料の滞納により保険給付金が事業者を支払われない場合、厚生大臣が定める短期入所生活介護サービスの利用料を事業者にお支払いいただきます。その際、事業者はサービス提供証明書を発行します。サービス提供証明書を後日関係市区町村窓口へ提出しますと、差額の払戻しを受けることができます。

○第4条（秘密保持）

- 1 事業所および事業所の職員は、サービス提供をする上で知り得たご利用者様及びそのご家族様に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- 2 各指定サービス事業者等によって構成されるサービス担当者会議においては、ご利用者様またはご家族様から同意を得ない限り、ご利用者様またはご家族様の個人情報を用いません。

○第5条（賠償責任）

- 1 事業所は、サービス提供にともなって、事業所の責めに帰すべき事由によりご利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を適正に賠償します。
- 2 ただし、ご利用者が契約締結時に、その疾患及び身体状況等の重要事項について故意にこれを告げず、また不実の告知を行ったことによって損害が発生した場合には、その限りではありません。

○第6条（中途退所）

- 1 ご利用者は事業者申し出ることにより、利用期間中でも退所することができます。この場合の利用料金は、当初の退所予定日までの日数を基準に計算します。
- 2 事業者は、ご利用者の体調が良好でなく施設の生活に支障があると判断した場合、利用期間中でもサービスを中止させていただきます。この場合の料金は退所日までの日数を基準に計算します。
- 3 第1項、第2項に定める他、利用期間中にご利用者が入院した場合、短期入所生活介護は終了となります。この場合の料金は入院日（退所日）までの日数を基準に計算します。

○第7条（急変時の対応）

事業者は、現に短期入所生活介護の提供を行っているときにご利用者の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、予め届けられた連絡先へ可能な限り速やかに連絡するとともに医師に連絡をとるなど必要な対応をいたします。

○第8条（相談・苦情対応）

事業所は、ご利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置します。そして、自ら提供したサービスに関するご利用者の要望、苦情等に対し、迅速かつ適切に対応します。

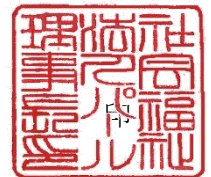
○第9条（本契約に定めのない事項）

- 1 ご利用者様と事業所は、信義誠実をもって本契約を履行するものとします。
- 2 本契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意を持って、協議の上定めます。

以上の契約を証するため、本書2通を作成し、ご利用者様、事業所が署名捺印の上、1通ずつ保有します。

◇契約締結日 令和 年 月 日

◇事業者 事業者氏名 社会福祉法人パール  
特別養護老人ホーム「パール代官山」  
住 所 東京都渋谷区鉢山町3番27号  
TEL 03-5458-4811  
代表者氏名 理事長 新谷弘子



◇ご利用者様 住 所

氏 名

印

◇代理人 住 所

氏 名

印